

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和元年(2019)年7月2日

北海道十勝総合振興局長 三井 真

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

十勝アクティブシニア移住交流促進事業冬期移住体験メニュープロモーション等委託業務

(2) 業務目的

本事業連携自治体（音更町、士幌町、池田町、本別町、足寄町、陸別町の十勝管内6町）から冬期における仕事体験、移住体験住宅での宿泊、学び・体験メニュー、先輩移住者や町民との交流などメニューの提供をうけ、複数自治体のメニューを組み合わせ冬期に移住体験を希望する人に提案し、十勝地域への移住促進につなげていくことを目的とする。

併せて、平成28年度から実施している、移住交流のターゲットをアクティブシニアに絞った本事業の成果を総括するとともに、次年度以降の十勝全体としての移住交流の取組案について検討を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

ア 冬期移住体験メニューを活用したプロモーション活動の実施

(ア) 内容

- ・ 連携6町の冬期移住体験メニューの把握及び効果的なPR手法の検討
- ・ 調整したメニューの募集に係る総合的なプロモーションの実施

(イ) 主なターゲット

- ・ 三大都市圏居住者などの健康で活動的な50代から60代のシニア層（アクティブシニア）

(ウ) 実施時期

- ・ メニューの募集期間は、令和元年度（2019年度）の冬期間（12月～2月）

イ 本事業の総括及び次年度以降の十勝全体に係る移住交流事業の取組案の検討

(ア) アクティブシニアをターゲットとした本事業成果（本業務も含む）及び今後の施策方向性の取りまとめること

(イ) 十勝地域の特性を生かした関係人口や管内の移住支援体制に関することなどを取組案として取りまとめること

ウ 業務報告書の作成

(ア) 上記の(1)及び(2)の事業成果について、報告書（概要版を含む）として取りまとめ、報告書に付随する各種資料があれば併せて提出すること

(4) 契約期間

契約の日から令和2年(2020年)3月13日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人等又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人等又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であり、道内に本社又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有するものであること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ケ 原則として、過去5年の業務実績において国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約し、確実に履行した実績を有すること。ただし、コンソーシアムの場合は、少なくとも構成員の一つが有すること。また、実績がない場合でも事業を実施する実力があり、かつ、確実に履行する見込みのある者を含む。
- コ コンソーシアムの構成員が単独法人として重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出書類 「参加表明書」及び関係書類
 - イ 提出期限 令和元年(2019年)7月9日(火)午後5時(必着)
 - ウ 提出場所 北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課(帯広市東3条南3丁目1番地)
 - エ 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)による
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで)
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案(プロポーザル)説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和元年(2019年)7月2日(火)から令和元年(2019年)7月9日(火)まで
- (2) 交付場所 北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課(帯広市東3条南3丁目1番地)
なお、十勝総合振興局地域創生部地域政策課ホームページにおいてもダウンロードすることができる。
(<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/puropo/r1koukoku.htm>)

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出書類 「企画提案書」及び付属書類
- (2) 提出期限 令和元年(2019年)7月24日(水)午後5時(必着)
- (3) 提出場所 北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課(帯広市東3条南3丁目1番地)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)による
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称：北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課
- (2) 住 所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
- (3) 電 話：0155-26-9020
- (4) F A X：0155-22-0185

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、プロポーザル説明書による。